



# 市政ニュース

平成24年度  
上尾市栄誉賞受賞者

秘書室  
☎77513849  
☎77519861



表彰を受ける尾上道雄尾山台団地自治会長

上尾市では、国内外で顕著な功績を挙げ本市の名声を高めるとともに、市民に夢と希望を与えた人を表彰するため、平成20年に市制施行50周年を記念して「上尾市栄誉賞」を創設しました。

本年度の受賞者は、尾山台団地自治会に決定し、1月4日に上尾市文化センターで開催した「平成25年新春懇談会」の中で表彰されました。

## ●尾山台団地自治会

住みよい団地づくりを目指して、各種行事をはじめ、防災訓練や防犯パトロールなどの防災・防犯活動、親子の集いや子どもの広場などの子育て支援活動、ふれあい喫茶、配食サービス、落語会などの高齢者・障害者支援活動などさまざまな取り組みが高く評価される(10・11ページ参照)。

## 児童手当制度

こども支援課  
☎77515120  
☎77415342

児童手当は、家庭などでの生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な成長に寄与することを目的に、中学校修了前までの児童を養育している人に支給されています。

手当を受けるためには申請が必要で、手当の支給は原則請求の翌月からになります。出生や転入で、児童手当の申請をする場合は、誕生日や転出予定日の翌日から数えて15日以内に申請してください。15日を過ぎても申請した場合、手当を受けられない月が生じることがあります。

また転出や、児童を養育しなくなったり、公務員になった(復職した)りした場合には、届け出が必要になりますので、問い合わせてください。

さい。

▼支給対象者 市内に住所があり、中学校修了前の児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)を養育している人

※児童の住所が市内、養育者の住所が市外にある場合は、養育者の住所地で申請してください。

※公務員には勤務先で支給します。

▼所得制限限度額(平成24年度) 左表のとおり

所得額(万円)	扶養親族等の数(人)
630	0
668	1
706	2
744	3
782	4
820	5

※ここでのいう所得とは税法上の所得を指すものであり、収入ではありません。

※扶養親族等の数は税法上の扶養親族等の人数です。

※この表の限度額には、政令控除(8万円)があらかじめ加算されています。

※その他に、障害者・寡婦(夫)・勤労学生・雑損・医療費・小規模企業共済等掛金などの控除があった場合は、それらの金額を所得から控除します。

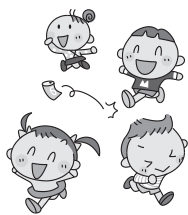
## ▼支給月額 左表のとおり

対象児童	月額(1人当たり)	
	所得制限額未満	所得制限額以上
3歳未満	15,000円	一律5,000円
3歳~小学生	10,000円 (第3子以降は15,000円)	
中学生	10,000円	

※「児童」とは、制度上18歳になった最初の3月31日までの人です。その「児童」のうち何番目に当たるかを「第1子」「第2子」と数えます。

▼支給月 6月/2~5月分、10月/6~9月分、2月/10~1月分

※平成24年6月の更新手続きが済んでいない場合は、10月の定期支給がされていけませんので、速やかに手続きしてください。10月に定期支給があった人は、手続きは済んでいます。





**本庁舎・上尾駅出張所・  
尾山台出張所  
2月9日(土)は業務を休みます**

⇨庶務課(☎775-4963・☎775-9819)  
自治振興課(☎775-4539・☎775-9819)

市役所本庁舎1・2階(社会福祉課、資産税課を除く)の窓口、上尾駅出張所、尾山台出張所は、土曜日にも業務を行っていますが、2月9日はシステム改修作業のため業務を休みます。

**平成24年12月定例市議会  
補正予算などの議案を可決・  
承認・答申・認定**

庶務課  
☎775-4963  
☎775-9819

平成24年12月定例市議会は、12月3～20日の18日間の会期で開かれ、ことも医療費支給事業などを内容とする一般会計の補正予算、上尾市暴力団排除条例の制定などの議案が審議されました。

このうち市長提出の議案では、今議会に提出された20議案と諮問1件が全て原案のとおり可決、承認また

は答申された他、9月定例市議会に提出され継続審査になっていた平成23年度決算認定などの8議案についても原案のとおり可決または認定されました。

●人権擁護委員の候補者の推薦

人権擁護委員の候補者に、前島百合子氏を推薦することに異議なき旨の答申がされました。



12月20日に議長・副議長の選挙が行われました。この結果、矢部勝巳氏が議長に、小林守利氏が副議長に選出されました。

●議長 矢部勝巳氏

略歴／副議長、総務常任委員会委員長など歴任。中分五丁目在住、68歳。当選4回(新政クラブ)



●副議長 小林守利氏

略歴／総務常任委員会副委員長、議会報編集委員会副委員長など歴任。井戸木四丁目在住、65歳。当選3回(新政クラブ)



2月  
から

**市民体育館の  
予約受け付けを開始します**

⇨スポーツ振興センター(☎781-8112・☎776-2250)

東日本大震災により被害を受けた市民体育館の大規模改造(耐震補強)工事が3月に終了し、4月1日(月)から利用を再開します。

これに伴い、2月1日(金)から4月分の施設予約が始まります。

●利用者登録と料金の納付方法

3月29日(金)まではスポーツ振興センター(市役所7階、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時)で行ってください。

4月1日以降は、市民体育館(向山4-3-10、休館日を除く午前9時～午後7時)で行ってください。

※すでに利用者登録をしている人は、従来どおり上尾市公共施設予約システム(☎<http://www2.pf489.com/ageo/web/>)で仮予約を行ってください。

●指定管理者が決定しました

利用再開に合わせて、市民体育館の管理運営を行う指定管理者の選定を行ってきましたが、平成24年12月定例市議会の議決を得て、次の事業者が指定管理者に指定されました。

- ▶指定管理者の名称 財団法人上尾市地域振興公社
- ▶指定期間 平成25年4月1日～30年3月31日の5年間

**2月は  
省エネルギー  
月間です!**

⇨一般財団法人関東電気保安協会  
(☎851-3051・☎856-2208)

冬期は暖房でエネルギーの使用が増えます。上手な電気の使い方と節電して、地球温暖化を防ぎましょう。

使わないときは  
スイッチを  
**OFF!**

2月は省エネルギー月間です

ほくほく  
安全エレちゃん

関東電気保安協会  
KDHI  
<http://www.kdn.or.jp/>



# 2月18日～3月15日 税の申告をお忘れなく



市・県民税(住民税)、所得税の申告の  
受付期間は2月18日(月)～3月15日(金)  
です。

⇒市民税課 ☎775-5131・5132  
FAX775-9846

## 市・県民税

問い合わせ  
市民税課  
(市役所2階)  
☎775-5131  
・775-5132

### 申告は各種証明の基礎資料に

市・県民税の申告は、保育所入所、  
公営住宅入居などの申請に必要な所  
得証明書(非課税の証明も含む)、国  
民年金保険料の免除判定、国民健康  
保険料、後期高齢者医療保険料、介護  
保険料などの基礎資料になります。

平成25年1月1日現在で上尾市内

に住所がある人は、収入の有無にか  
かわらず、市・県民税の申告をして  
ください。ただし、次のいずれかに  
該当する場合は申告の必要はありま  
せん。

- ① 所得税の確定申告書(還付申告を  
含む)を提出した
- ② 前年中の収入が1カ所の勤務先か  
らの給与だけで、その勤務先から市  
へ給与支払い報告書が提出されてい  
る ※提出の有無は勤務先に確認し  
てください。
- ③ 前年中の収入が公的年金等だけ
- ④ 市内に住む親族の税法上の扶養に  
なっている

※右記②③に該当する人でも、確定  
申告を行わない人が、医療費控除・  
社会保険料控除・扶養控除などの所  
得控除や寄附金税額控除などの税額  
控除を受けようとする場合には市・  
県民税申告が必要です。

### ● 申告会場

申告会場は下表のとおりです。住  
所別に会場を設けて行いますの  
で、指定の会場で申告してください。  
受付時間は、午前9時30分～午  
後3時30分です。

市民税課、各支所・出張所では、  
土・日曜日を含めて、申告受け付け  
を行っています。

### ● 申告に用いる物

- ① 市・県民税申告書

### 市・県民税申告受付会場

とき	ところ	対象地区	
2月	18日(月)	緑丘、上町、仲町	
	19日(火)	上尾市文化センター	宮本町、愛宕、栄町、日の出、谷津
	20日(水)		東町、本町、原市(1316番から1440番地)
	21日(木)	大谷公民館	地頭方、大谷本郷、堤崎、中新井、戸崎、西宮下
	22日(金)		壺丁目、今泉、向山、川
	26日(火)	上平公民館	上平地区
	27日(水)		原市(1316番地～1440番地と原市団地を除く)
	28日(木)	原市公民館	五番町、原市中、原市北、原市団地
3月	1日(金)		瓦葺、尾山台団地
	4日(月)		中妻、浅間台
	5日(火)	大石公民館	弁財、井戸木、泉台、中分
	6日(水)		小泉、藤波、畔吉、領家
	7日(木)		小敷谷(西上尾第二団地を除く)
	8日(金)	平方支所	平方地区
	11日(月)		西上尾第二団地
12日(火)	上尾市コミュニティセンター	西上尾第一団地・第二団地	
13日(水)	尾山台出張所	3月1日に受け付けできなかった瓦葺(尾山台団地含む)	
14日(木)		春日、柏座、原新町	
15日(金)	上尾市文化センター	富士見、上尾宿、上尾村、二ツ宮、上尾下	

### ▶ 受付時間 午前9時30分～午後3時30分

※尾山台出張所は混雑が予想されるので、できるだけ3月1日の原市公民館での受け付けに協力してください。  
※対象地区は混雑を避けるための目安です。申告日に来場できない場合は他の申告日にご来場ください。  
※各会場は例年大変混雑します。駐車台数に限りがありますので、公共交通機関を利用してください。

### ② 印鑑

次の書類は必要に応じて用意して  
ください。

- ③ 収入金額や経費が分かる書類  
給与所得者／源泉徴収票

事業所得者／所得の計算の基になる  
事業の収入金額や必要経費を記載し  
た書類

- ④ 各種控除を証明できる書類(平成  
24年1～12月に支払ったもの)

各種保険料控除／社会保険料(国民  
健康保険、国民年金、後期高齢者医

療保険、介護保険など)、生命保険  
料、地震保険料、長期損害保険料(平  
成18年12月31日までに契約したも  
の)などの支払金額を証明できる書  
類(控除証明書など)

医療費控除／医療費の領収書と、健  
康保険組合・生命保険会社などから  
補てんされた金額の分かる書類 ※  
支払った医療費や補てん金額は、医  
療を受けた個人・医療機関ごとにあ  
らかじめ集計してください。

障害者控除／障害者・療育・精神保



健福祉などの各種手帳や障害控除対象者認定書  
勤労学生控除／学生証または在学証明書

※市・県民税の申告書は、前年度に市・県民税申告書を提出した人へ2月上旬に郵送します。申告書は、市民税課、各支所・出張所でも配布しています。

## 所得税

問い合わせ  
上尾税務署  
(〒362-8504 西門前577)  
☎770-1800  
(自動音声案内)

※前記問い合わせ先の電話がつながると音声案内が流れます。用件の内容に応じた番号を選んでください。



### ●申告が必要な人

①事業の収入がある人や、地代や家賃などの収入がある人で、平成24年中(1～12月)の所得の合計額が基礎控除や各種の控除の合計額より多い人

②給与所得者で次に該当する人  
・給与以外の所得が20万円を超えている

・給与を2力所以上から受けている  
・給与の収入が2千万円を超えている

③年金を受給している人で、平成24

年中の所得の合計額が基礎控除や各種の控除の合計額より多い人

※公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の人は、平成23年分以降の確定申告は不要になりました(所得税の還付を受けるための確定申告書は提出できます)。

※確定申告書を提出しない人で、公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除を受けようとする場合には市・県民税の申告書が必要なおことがあります。

所得税の確定申告をした人は、市・県民税の申告は不要ですが、配当所得や市・県民税に該当する寄附金がある場合など、必要に応じて確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄に必要事項を記入してください。

### ●申告に用意する物

確定申告書と印鑑の他、必要に応じて4ページの市・県民税の「申告に用意する物」中の③④を用意してください。また所得税の還付を受ける場合は、振込先の金融機関名・支店名・口座番号(申告者名義)が分かる物を用意してください。

※確定申告書などの各種様式や手続きなどは、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)からダ

ウンロードできます。確定申告書、医療費の内訳書、住宅借入金等特別控除の計算書などの書類は上尾税務署にあります。

### ●申告会場

所得税の確定申告(青色申告、譲渡所得などの申告)は、2月18日(月)から上尾税務署で受け付け(郵送含む)です。申告相談受付時間は午前9時～午後5時です。

還付の申告をする人は、2月18日より前でも申告書を提出できます。申告書は①郵便か信書便による送付②税務署の時間外収受箱への投函により提出できます。

給与収入や年金収入だけの人(A申告書対象者)は、市・県民税申告会場(4ページ表参照)でも申告できます。営業・譲渡所得など(B申告書対象者や分離課税対象者)は税務署で申告してください。

※申告会場は大変混雑します。申告書の作成は、国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」で画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され便利です。作成したデータは、「e-Tax(電子申告)」で送信するか、印刷して上尾税務署へ郵送などで提出してください。

### 税務署からのお知らせ

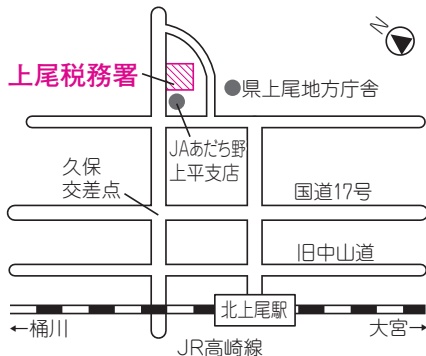
## 上尾税務署

2月24日・3月3日(日)は開庁

⇒上尾税務署(☎770-1800〈自動音声案内〉)

確定申告期間中の平日(月～金曜日)以外でも、2月24日・3月3日に限り確定申告の相談、申告書の收受、納付の相談を行います。申告相談受付時間は午前9時～午後5時です。  
※現金納付の窓口業務は行いません。

当日は混雑が予想されます。駐車台数に限りがありますので、なるべく公共交通機関を利用してください。



JR北上尾駅東口から徒歩約20分。JR北上尾駅東口から朝日バス(羽貫駅・伊奈学園総合高校行)で「上平支所前」下車、徒歩3分。市内循環バス「ぐるっとくん」上平循環・東西循環で「上尾税務署前」下車



## 市税などの 口座振り替え申し込みの 出張受け付けを行います

⇒納税課(☎775-5135・☎775-9846)

市民税の申告受け付け(4・5ページ参照)に合わせ、上尾市税等口座振替申請(申し込み)の出張受け付けを行います。申請時には通帳やキャッシュカード(口座番号が分かる物)と口座届け出印をお持ちください。これを機会に、市税などの支払いに便利な口座振り替えをご利用ください。

▶とき・ところ 下表のとおり

とき	ところ
2月21日(木)	大谷公民館
27日(水)	原市公民館
3月5日(火)	大石公民館
12日(火)	上尾市コミュニティセンター
15日(金)	上尾市文化センター

※時間はいずれも午前9時30分～午後3時30分です。

### 平成25・26年度入札参加資格審査 の申請受け付け(追加受け付け)

契約検査課  
水道部総務課  
☎775-51116  
☎775-19819  
☎775-51160  
☎775-19041

平成25・26年度に市と水道部が発注する業務委託などの競争入札・見積もり合わせに参加を希望する事業者の資格審査の申請を、次のとおり追加受け付けします。水道部発注の競争入札などに参加を希望する事業者も、市で同時に受け付けますので注意してください。

▼申し込み 申請書類(市ホームページ)からダウンロード)を郵送で2月18日(月)～28日(木)(消印有効)に契約検査課(〒362-18501本町3-1-1)へ ※郵送で受け付けます。

▼対象業種 ①物品・建設資材を含む②業務委託(道路・河川・苑地・下水道の維持管理業務、不動産鑑定業務を除く)③小規模修繕工事(市内業者に限る)  
※建設工事、設計・調査・測量、業務委託の一部(道路・河川・苑地・下水道の維持管理業務、不動産鑑定

## 国民健康保険(国保)・後期高齢者医療制度 加入者に高額介護合算療養費を支給

⇒保険年金課 ☎775-5136(国保給付担当)  
☎775-5125(高齢者医療担当)  
☎775-9827  
⇒高齢介護課 ☎775-6473(管理給付適正担当)  
☎776-8872

高額介護合算療養費は、医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険のそれぞれの自己負担限度額を適用後に、両方の年間(8月～翌年7月)の自己負担額を合算して一定の限度額を超えると支給されます。

▶対象 医療保険ごとの同一世帯内で介護保険のサービスを利用している国保加入者・後期高齢者医療制度加入者 ※対象期間中に世帯ごとの加入する健康保険が変わった場合、自己負担額証明書(各保険へ申請)を提出することで合算できます。

▶申請・支給時期 2月以降(予定)

※具体的な申請方法は、該当する人に保険年金課から通知します。

### 集合住宅にも住宅用火災警報器を設置しましょう

消防本部予防課 ☎775-11314  
☎775-12230

業務は、埼玉県電子入札共同システムによる受け付けで既に終了しています。

平成20年6月1日から全ての住宅に住宅用火災警報器(住警器)の設置が義務付けられています。

ここでいう「住宅」とは、戸建ての住宅だけではなく、マンション、アパートなどの集合住宅も含まれます。集合住宅で火災が発生した場合には、自らの住宅部分だけでなく、

他の住宅部分にも被害が及びます。住警器が鳴ることで火災が早期に見えれば、被害の拡大を抑えることが期待できます。まだ住警器を設置していない場合には、速やかに設置し、万が一の火災に備えてください。

※自動火災報知設備(火災を自動で感知して建物全体に警報が鳴る設備)が設置されている場合は、住警器を設置する必要はありません。

※住警器を設置する義務があるのは、消防法令上、住宅の関係者(所有者・管理者・占有者)とされています。関係者が複数いる場合には、話し合って設置してください。



# 市長 キラリ通心



懐かしい思い出

市長 島村 穰

市民の皆さん、こんにちは。市長の島村です。  
大寒に入り、毎日厳しい寒さが続きますが、いか  
がお過ごしでしょうか。

ことしの大寒の入りは1月20日、ここから15日で  
寒が明け、節分や立春などカレンダーに春を連想さ  
せる言葉が並びます。とはいえ2月はまだまだ寒い  
日が多く、こたつやストーブなどの暖房器具が手放  
せません。わが家にも愛用の電気こたつがあり、忙  
しい公務を終えてこたつに入って、ゆっくりと飲む  
熱かんは格別です。最近はエアコンや床暖房などが  
普及し、少しずつこたつのある家が減っている気が  
しますが、家族が集まって同じ時間を共有できるこ  
たつは、守っていききたい日本の文化だと思います。

私が子どものころは、寒くなってくると畳を上げ  
て板を外し、久しぶりに対面する“掘りごたつ”に心  
が躍ったものです。若い人は知らないと思いき  
ますが、電気こたつに代わる前は豆炭まめたんや練炭れんたんに火を起こ

し、足元に入れて暖をとりました。中にもぐって怒  
られたり(一酸化炭素中毒になります)、足元のふた  
に付いているねじの頭でやけどしたり、家族と過ご  
した時間をやさしく温めてくれたこたつの思い出は  
尽きません。最近は一入用のこたつもあるそうで、  
核家族や少子化など時代に合わせてこたつも変化し  
ているようですが、家族が一つになれる場所“こた  
つ”は、冬を乗り切るアイテムとしてお勧めです。

冬の思い出といえば、最近はずっかり“たき火”を  
見なくなりました。県条例などによりたき火(野外  
焼却)は禁止されていますので当然ですが、なんと  
なく寂しさを感じます。昔は枯れ葉や枝などを燃や  
して暖をとっていると自然に隣近所の人が集まり、  
世間話をしたり、サツマイモを焼いたり楽しい時  
間が流れました。昨年末、単身高齢者宅などに配る  
カレンダーを毎年、寄付してくださる「上尾歌声広  
場」の例会に参加させてもらったときにこの話をし  
たところ「かきねのかきねのまがりかど」で始まる童  
謡の『たき火』を即興で演奏してくださり、一緒に歌  
いながら懐かしい思い出に心が温まりました。

少しずつ変化していく日本の文化を元に戻すこと  
はできませんが、懐かしい思い出として心のアル  
バムが増えていくのも楽しいものです。そういえばも  
うすぐ節分、ことしも昔と変わらない元気な「鬼は  
外!」の声が聞こえてくるのを楽しみにしています。

## 埼玉建築士会中央北支部と 「上尾市被災建築物応急危険度判定士 の招集に関する協定」を締結

⇒建築指導課(TEL775-8490・FAX775-9872)

1月17日、「上尾市被災建築物応急危険度判定士の招集に関す  
る協定」を(社)埼玉建築士会中央北支部と締結しました。

応急危険度判定とは、余震による建築物の倒壊や外壁の落下な  
どの二次災害を防ぐため、被災した建築物を調査し危険性を判定  
するものです。

同協定では地震災害  
時に市の要請に基づ  
き、(社)埼玉建築士会  
中央北支部が会員の  
応急危険度判定士を  
招集し、判定活動に  
協力することを定め  
ています。これによ  
り、被災建築物の  
判定活動がさらに  
強化されます。



(社)埼玉建築士会中央北支部の加藤支部長(左)と島村市長

昨年9・10月に実施した「緑の募  
金(家庭募金)」に多くのご支援とご  
協力を頂き、ありがとうございました。  
募金総額は468万6,097  
円になりました。  
皆さんから寄せられた募金は、公

緑の募金(家庭募金)へのご協力  
ありがとうございました

みどり公園課  
推進委員会  
(公社)埼玉県緑化  
推進委員会

TEL 775-8112  
TEL 775-9877  
TEL 824-5978

益社団法人埼玉県緑化推進委員会を  
通して募金総額の5割を上尾市みど  
りの基金に繰り入れし、本年度は原  
市ふるさとの緑の景観地公有地化の  
一部として活用しています。また各  
地区には緑の募金活動推進費として  
10割が還元されます。





## 春季全国火災予防運動 3月1～7日

消防本部予防課  
☎775-1131  
☎775-1223  
☎775-1230

「消すまでは 出ない行かない 離れない」を統一標語に、春季全国火災予防運動が3月1日(金)～7日(木)に実施されます。

火災が発生しやすい時季が続きます。火の元、火の取り扱いには十分注意しましょう。また住宅用火災警報器(住警器)を設置し、万が一の火災に備えましょう。

市消防本部では、火災予防運動期間中に防災無線や消防車両による広報活動を実施する他、次のような取り組みを実施します。

● 一般家庭を対象にした市消防職員による住宅防火診断

● 住警器の取り付けサポート

※詳しくは市ホームページまたは予防課にお問い合わせください。

## 「介護マーク」を配布します

高齢介護課  
☎775-4190  
☎776-8872

駅、店舗、公共のトイレなどで、介護していることを周囲にさりげなく伝えることができる「介護マーク」を配布します。名札ケースなどに入

れ、人目に付きやすいように身に付けて使用してください。

▼配布時期 2月4日(月)から

▼配布場所 高齢介護課(市役所2階③番窓口)、障害福祉課(市役所2階①番窓口)、健康推進課(保健センター内)、保険年金課(市役所1階10番窓口)、上尾市内の各地域包括支援センター

※「介護マーク」は、市ホームページからダウンロードして印刷することもできます。

▼対象 高齢者や障害者の介護者で希望する人

## ●こんな時に役立ちます

・介護していることを周囲にさりげなく知ってほしいとき

・駅やサービスエリア、店舗などのトイレで付き添うとき

・男性介護者が女性用衣料や下着を購入するとき



介護マーク

## 消費生活講演会

# 「100歳までボケない101の方法」

⇨消費生活センター(☎775-0800・☎776-4600)

- ▶とき 2月28日(木)午後2～4時
- ▶ところ 上尾市コミュニティセンターホール
- ▶内容 アンチエイジング研究の第一人者であり、テレビなどで活躍中の白澤卓二さんが簡単で具体的な健康長寿のための最新知識を分かりやすく披露。気軽に実践できて続けられる、101のアドバイスを紹介します。 ※アンチエイジングとは、少しでも細胞の老化の進行を遅らせることで、心身の健康長寿を実現し、若々しく年齢を重ねるための解決策です。
- ▶対象 市内に在住または在勤の人
- ▶定員 300人(応募者多数の場合は抽選)
- ▶参加費 無料
- ▶申し込み 往復はがき(1枚2人まで)に参加者全員の住所、氏名、電話番号を記入して、2月17日(日)まで(必着)に消費生活センター(〒362-0075 柏座4-2-3 コミュニティセンター2階)へ

## 【プロフィール】

### しらさわ・たくじ

順天堂大学大学院医学研究科加齢制御医学講座教授。専門は寿命制御遺伝子の分子遺伝学、アルツハイマー病の研究など。

著書に『100歳までボケない101の方法』『砂糖をやめれば10歳若返る!』などベストセラー多数。

テレビ『世界一受けたい授業』『こんにちはいっと6けん』への出演の他、新聞・雑誌などでも活躍中。

